

の信頼は法的に保護されるべきであり、Y1 はXの眺望を阻害する本件東側マンションを建築しない信義則上の義務を、また、Y2はY1に加担する行為を行わない信義則上の義務を負うとし、③Y1らの主張する特約は、具体的かつ明確な説明のない以上、Xが承諾していたとは認められないとし、④Y1の本件東側マンションの建築及びY2の分譲行為は、信義則上の義務に反する違法な行為であり、⑤Xは、Y1らの行為により眺望景観相当価値の下落という損害を受けたとして、⑥二六%中二〇%相当分六九四万円の支払いを、Y1に命じた。

三 まとめ

眺望の良さを売り物にした分譲マンションで、売主業者がその後隣地に眺望を阻害する物件を自ら建て、訴訟となつてている事例は幾つかある。
 伊豆高原で隣地に四階建の保養所を建築した事案については、受忍の限度内とされたが（東京地決 平二・九・一一、判タ 七五三一七二）、多賀城で隣地に八階建のマンションを建築した事案については、八階部分の建築工事の着工の差止めが命じられている（仙台地決 平七・八・二四 判時 一五六四一）。

○五 判タ 八九三一七八）。

隣地の建築物の位置、規模にもよるが、売主業者が自ら建築する場合には、信義則上の義務違反が認められる傾向にある。

（企画調整部調整第二課長）

最近の判例から

被用者 の 不 法 行 為 と 使用 者 責 任

（東京地判 平七・一〇・一九）

大野 正和

一 事案の概要

バブル期に、転売目的でマンションの売買契約を締結し、二年後、ローン特約に基づき解約をしたが、支払い済の金員を返還しないとして、売主、並びに媒介業者及び従業員に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案において、媒介をした従業員の不法行為責任を認めたが、売主については買主の不法行為による転売利益を喪失させた損害賠償債権との相殺を認め、会社の使用者責任を否定し、買主の請求を斥けた事例である（東京地裁平成七年一〇月一九日判決 一部容認、一部棄却 判例時報一五七二号九二頁）。

買主Xは、平成二年一〇月二二日、Y2（業者Y3の従業員）の媒介により、売主Y1所有のマンションにつき、売買価格五五〇〇万円で買い受けける旨売買契約を締結し、手付金二〇〇万円をY2に交付した（Y2は同手付金をY1に渡していない）。

Xは、本件契約以前にもY2を通じてY3のマンション六室を購入しており、本件契約については、契約に先立ち、短期で転売して利益が出る物件である旨、Y2から説明を受けていた。

本判決は、特約条項（建築承諾条項）があつても、具体的な説明がない以上、その効力がないとした点が注目される。

本件契約には、中間金（一ヶ月一二二日までに三五〇万円を支払う。しかし実際には支払っていない。）及びローン特約（Xは本件契約締結後、速やかに住宅ローンを申込み、最終代金の支払いに充てる。万一、住宅ローンの融資が不可能となつた場合、本件契約は白紙解除する。）の規定があつた。

その後、XはY₂から、第三者の買主を紹介するまでの間、Y₁のローンが滞り、競売に付されるに困るので、Y₁のローン分を立て替えて支払つて欲しいと依頼され、平成三年一月から翌平成四年九月まで五一七万円を支払つた。その内三三三万円はY₁が受領した。しかし、XがY₁に支払つた金銭の性質について、Y₂及びXは何ら説明をせず、よつてY₁は売買代金の分割払いと理解していた。

Y₂はXよりローン契約の仲介手続きを依頼されていたが、Y₂がXと会わなくなり、Y₃にも出社しなくなつた平成四年九月頃、融資が受けられなくなつたため、Xは、ローン特約に基づく本件契約を解除し、Y₁に対し手付金及び立替金七一七万円の返還を求めたが、Y₁は応じなかつた。

そこで、平成五年、Xは、①Y₁及びY₂は、Xが損害を被ることを認識しながら、共

謀してXから七一七万円を出捐させて損害を与え、②Y₁は、Xの立替金を返還せず、七一七万円の利得を得ていて、③Y₃とその従業員であるY₂との間には指揮監督関係があり、Xから立替金七一七万円を出捐させたY₂の行為は、Y₃の事業の執行についてなされた、としてY₁・Y₂・Y₃に対し、損害賠償を求めて提訴した。

これに対してY₁は、①本契約のローン特約は、住宅ローンにより一括して支払う場合であり、Xが分割払いを開始継続した場合は適用されず、②仮に、適用されるとしてもXの分割払いにより、Y₁の転売機会を失わせ、老朽化と不動産市況の悪化による損害を生じさせのであり、Xの請求と相殺する、と主張した。

Y₃は、①本件契約書は市販のもであり、Y₃との媒介契約書もなく、手付金の領収書はY₂個人名のみで発行されており、XにはY₂の行為がY₃の職務を目的としていないことを知らなかつたことにつき、悪意・重過失がある、と主張した。

二 判決の要旨

これに対しても、裁判所は次のような判決を下した。

(1) Y₂については、Xから手付金二〇〇万

円を受領しながらY₁に渡さず、かつXにY₁のローンの立替払いを依頼するという異例な行為を行つてゐること、また立替払いを依頼した頃はマンション価格が急落していいた時期であり、転売先を探すことが困難であつたことから、Xに立替金等を支払わせたことに重大な過失があるとして、XのY₂に対する請求を認めた。

(2) Y₁については、①ローン特約については期限の定めがなく、長時間解除しなかつたことはY₁の意向でもあつたこと、また、

分割金ではなく立替金であつたことから、同特約の適用がなくなるとは言えないが、②ローン契約ができなかつた時期が不自然に長期であつたにもかかわらず、XがY₁に何らの説明もないまま、ほぼ一定額を払

い続け、その結果Y₁に他への転売の機会を失わせ、一〇%以上の価格下落による損害を与えたことは不法行為にあたるとして、Y₁の相殺を認めた。

(3) Y₃については、本件契約書は市販のものであり、Y₃との間で媒介契約書の作成がなく、手付金の領収書はY₂個人名のみで発行されていることから、XがY₃の仲介と信じて取引したことにつき重過失があ

るとして、Y3の使用者責任を否定し、Xの請求を斥けた。

三 まとめ

本件事案は投機目的で行われた、通常の取引とは異なる極めて異例のものであり、理解し難い点が多い。

本件判決はXのローン解約を認めたが、具体の中身申込みをした形跡がなく、また、その時期が契約締結の二年後であり、ローン解約が認められるのか否か疑問が残る。

また、Xの立替払いが不法行為にあたるとしたが、妥当か否か。Y3の使用者責任について、Xに重過失があるとしたのも、これまでの判例（最高判昭四四・一一・二一 民集二三卷一二号二〇九七頁等）に照らして、妥当か否か議論があろう。

控訴審の判断が待たれるところである。

原告Xは、昭和五六年四月、私鉄会社A分譲の大規模住宅地（横浜市所在）の土地建物を購入した。

契約の際、Xは、X宅前の道路がゴミ集積場に指定されていることを承知していたが、Aから変更可能との説明を受け、固定的、永久的なものではないと考えて、買い受けた。また、販売価額も、このための割引措置は講じられていかなかった。

最近の判例から

ゴミ集積場の輪番制反対者に対する 排出差止請求

（横浜地判 平八・九・二七）

橋本 行雄

自宅前の公道上を一般廃棄物の集積場（ゴミ集積場）と指定された者が当該集積場を利用する他の住人に対し、その位置を輪番制にすることを提案し、これに最後まで反対した

Xらは、平成二年一〇月「ごみ集積場所連絡会」を結成し、輪番制への移行を求めて運動を行い、六ブロックで輪番制に移行し、一四ブロックで集積場所が他に変更された。

Xは、平成六年二月以降本件集積場を利用している一一世帯に輪番制実施を申し入れたが、Yら五世帯はこれを拒否した。

Xは、平成六年九月、ごみの排出の差止めを求めて提訴した。裁判所では、再三和解の勧告がなされたが、Yらは頑なに拒否し、和解は不調に終った。

二 判決の要旨

裁判所は、次のような判決を下した。
(1) 原告の被害が受忍限度を超えるものであ